

令和 6 年 6 月 27 日

食品表示法に規定する食品表示基準の一部改正案 に関する意見募集について

消費者庁では、食品表示基準の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。つきましては、下記のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

1 意見募集の対象

- ・ 食品表示法に規定する食品表示基準の一部改正案

[https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL
&id=235080074&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080074&Mode=0)

2 一部改正案の概要

機能性表示食品制度は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる制度ですが、今般の小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案を踏まえ、制度の信頼性を高める観点から、食品表示基準の一部を改正いたします。

3 意見募集期間

令和 6 年 6 月 27 日（木）から同年 7 月 26 日（金）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]
- 【3】 住所
- 【4】 電話番号
- 【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）
- 【6】 御意見及びその理由

御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームから提出してください。

リンク : <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示課意見募集担当宛て

封筒表面に「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)について」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はしかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。

<問合せ先>

消費者庁食品表示課

TEL : 03-3507-9138 (直通)

担当 : 宗、森川

消費者庁食品表示課保健表示室

TEL : 03-3507-9220 (直通)

担当 : 横田、田中